

# 処分業者における電子マニフェストの対応について

## 太平洋セメント株式会社

環境事業部営業企画グループ 武田隼一

### ◇企業プロフィール

太平洋セメント株式会社は国内最大手のセメント会社です。持続可能な地球の未来を拓く先導役を目指し、経済の発展のみならず、環境への配慮、社会への貢献とも調和した事業活動を推進しています。

### ◇企業概要

会社名：太平洋セメント株式会社  
設立：1881年5月  
所在地：東京都港区台場二丁目3番5号  
従業員数：1,710人  
資本金：862億円

## 1. 太平洋セメントにおける廃棄物処理の取り組み

家庭や産業から排出される廃棄物や副産物には、カルシウムやシリカ等のセメントに共通した成分が含まれているため、セメント原料として安全に活用することができます。またセメント製造工場は高温の焼成プロセスを有しており、処理困難な廃棄物を無害化処理することができます。こうした特徴を活かし、当社では全国6箇所のセメント工場において都市ごみ焼却灰、下水汚泥、石炭灰、廃プラスチックや廃油等、多種多様な廃棄物・副産物をリサイクルしています(2014年度実績：695万トン)。

当社が廃棄物の処理を開始した1970年代にはマニフェスト制度はありませんでしたが、1998年にマニフェスト制度が義務付けられたことで、現在は廃棄物の排出元から交付されるマニフェストは年間に約21万枚と膨大な枚数となっています。そのため、各事業所における伝票処理、保管作業や返送作業等の負担は大きく、適正な管理は大きな課題でした。

## 2. 導入の経緯と状況

2006年、内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部で決定された「IT新改革戦略」により電子マニフェストの普及拡大が掲げられ、環境省より地方公共団体や関連団体に対し率先して電子マニフェスト導入に取り組むよう通知が出されました。

当初は従前の紙マニフェストと電子マニフェスト

管理業務が二重化することとなり、業務負担が増加することが懸念としてありましたが、この通知をきっかけに自治体や大手企業等を中心とする多くの排出元から電子マニフェスト導入に関する問合せが寄せられたことで、当社は2008年4月より全セメント工場で本システムを導入いたしました。

参考として、当社A工場の事例を紹介いたします。A工場では月間4,500件のマニフェストを取り扱っています(図参照)。4,500件のうち電子・紙マニフェストの受付件数の割合は各々2,100件、2,400件とほぼ半々となっておりますが、発生元の運用割合を見ると会社数は電子130社、紙430社であり、まだ紙マニフェストを運用している会社が圧倒的に多い状況です。

## 3. 電子マニフェスト運用の導入効果

〔メリット〕

電子マニフェスト導入による最大のメリットは、紛失・混入リスクが低減したことです。紙マニフェストの場合、複写紙は薄く扱いづらく枚数も膨大になることから、保管や返却作業時などの紛失・混入防止措置に対して多大な労務を割っていました。

一方で、電子マニフェストは社内の運用上受渡確認票だけの保管としています。そのため紙マニフェストと比較して管理が簡便となり労務低減が図られ、紛失・混入リスク低減、コンプライアンスの向上にも繋がりました。また受渡確認票1枚だけの保管となるため、保管場所の省スペース化も大きなメリットになります。

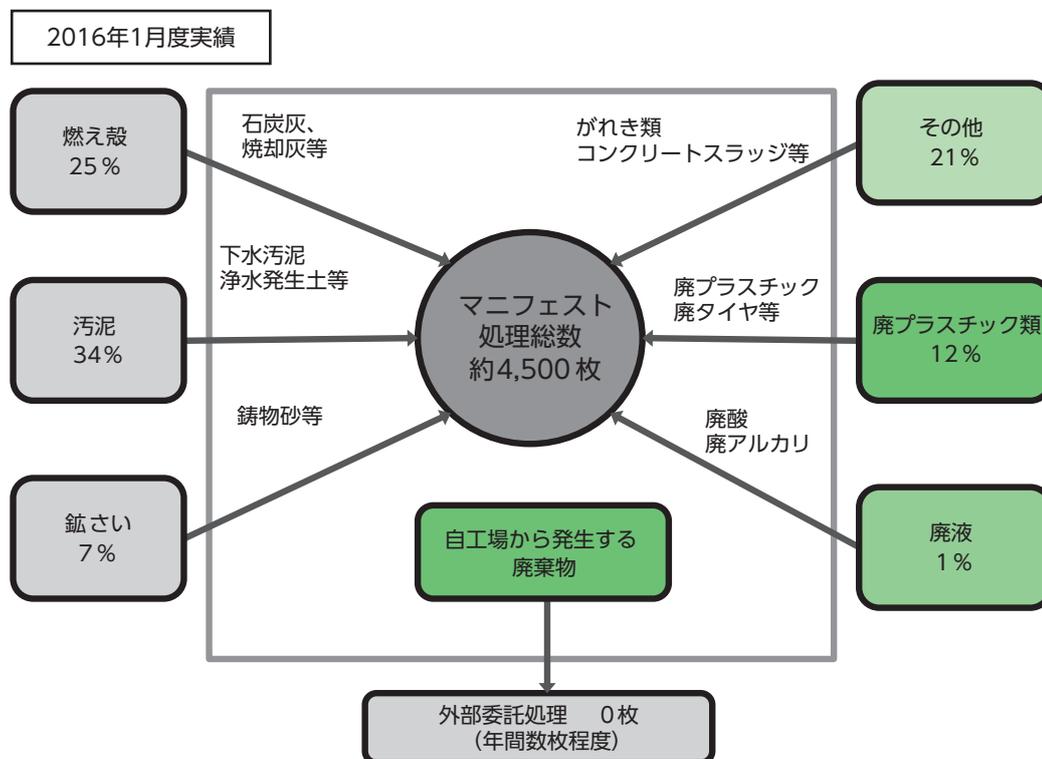


図 当社A工場におけるマニフェスト処理総数(2016年1月度)

上記の他にも運搬終了・処分終了の有無を電子メールや一覧表等で確実に確認でき、正確な情報共有が可能となりました。

[デメリット]

当社の場合、1工場あたり数百社との取引があるため、排出元ごとに紙マニフェストと電子マニフェストに区分けしながら管理することは困難な状況でした。また電子マニフェストは工場搬入時のマニフェスト携行が必須ではなく、受入管理が混乱する可能性が想定されたため、当社では受渡確認票を排出元に発行して頂いています。そのため紙マニフェストと電子マニフェストの管理業務が各々必要となり業務が二重化することから、大幅な業務削減の実現には至ってはいない状況となります。

その他にも、排出元の要請によって本来不要な受渡確認票の返送作業を実施していることや、排出元

側で独自に作成した受渡確認票を用いて報告を行う等、紙マニフェストと比較して作業が統一できていないことが課題として挙げられます。

4. 今後の展開について

当社では、全てのセメント工場で電子マニフェスト導入が完了しておりますので、今後は少量排出事業者への啓蒙普及活動や業務ルール変更等による作業統一化等により、電子マニフェストの利点を最大限活用していきたいと考えています。また、現在の電子マニフェストアクセス方法はWeb方式のため、今後は自社開発システムを使用して電子マニフェストを利用するEDI方式の導入といったシステムインフラの整備をしていくことで、より迅速で適切な管理体制を構築していきたいと思っています。